

瀬戸市アーティスト活動支援事業
「せともんアーティスト in newnormal」

Q&A

【対象者について】

Q1-1

アーティストであることの要件は何ですか。どのように判断されますか。

- A 助成金交付申請書の「直近3年間の主な活動実績」欄に記載された内容から、「文化芸術活動により対価を得ており、過去1年以上継続して文化活動を行っていること」で判断しますので、できるだけ具体的に記載してください。申請書に記載した活動実績の中で過去1年間に関する契約書、領収書、チラシなど活動実績を示す資料を提出してください。ただし、過去1年間全ての活動履歴の証明は必要ありません。

Q1-2

「瀬戸市内を主な活動拠点にしている」とは具体的にどのようなものですか。

- A 事務所、スタジオ等の施設、自身に関わる公演・展示等に向けた制作や練習の拠点など、文化芸術活動に係る拠点を市内に有している（賃貸を含む）ものです。なお、所有・賃貸ではなく、その都度、活動拠点となる施設を利用している場合は、活動の過半が市内で行われていることが条件となります。

Q1-3

「瀬戸市内を主な活動拠点にしている」ことを証明する書類は必要ですか。

- A 応募書類に本市を主な活動拠点にしていることが分かるよう、公演・展示等の会場を含め、できるだけ具体的に記入してください。自身に関わる文化芸術活動の過半が市内で行われていることが条件となりますのでわかるように記載してください。

Q1-4

新型コロナウイルス感染症による自身の活動への影響について証明する書類は必要ですか。

- A 証明までは求めませんが、中止・延期となった事業の開催日、事業名、会場などを具体的に記載してください。

Q1-5

法人は対象になりますか。

- A 対象外です。

Q1-6

個人で会社を経営しながら文化芸術活動をしている人は対象となりますか。

A 交付対象者の要件を満たしていれば、対象になります。

Q1-7

外国籍の申請者は対象になりますか。

A 交付対象者の要件を満たしていれば、対象になります。

Q1-8

年齢要件はありますか。学生も該当しますか。

A 交付対象者の要件を満たしていれば、対象になります。

Q1-9

音楽教室（書道教室など）での指導で対価を得ております。その活動実績で交付対象者になりますか。

A 教室等での指導だけでは対象とはなりませんが、公演・展示等により対価を得ており、過去1年以上継続して文化芸術活動を行っている場合は対象となります。

Q1-10

文化芸術活動以外の収入がある場合は対象になりますか。

A 文化芸術活動以外の収入がある場合でも、文化芸術活動により対価を得ており、過去1年以上継続して文化芸術活動を行っている場合は対象となります。

Q1-11

文化芸術活動による収入よりアルバイトによる収入が多くても対象になりますか。

A アーティストとしての活動を重点的に行っている方は対象になります。

Q1-12

趣味として文化芸術活動を通じて対価を受け取ることがありますが、この場合は対象になりますか。

A 趣味として文化芸術活動を行っている方は対象になりません。

Q1-13

実施している活動が趣味であるかどうかはどのように判断しますか。

A 記載していただいた過去3年間の活動実績及び過去1年間の活動に関する契約書、領収書、チラシ等から判断します。

【対象となる文化芸術活動】

Q2-1

活動のテーマや内容に指定はありますか。

A 助成金交付要綱及び募集案内に基づく要件を満たしていれば指定はありません。

Q2-2

文化芸術基本法上の「生活文化」には、「食文化」が含まれますが、「食文化」は対象ですか。

A 食文化は対象となりますが、その活動の主たる目的が飲食の提供となる場合は対象外です。

Q2-3

使用楽曲等の著作権関係の処理は市で対応してもらえますか。

A 著作権等関係については、申請者でご対応いただきます。

Q2-4

陶芸やガラス工芸は対象ですか。

A 対象となります。助成金交付申請書（第1号様式）の活動の分野「美術」に丸を付けてご提出ください。

【応募について】

Q3-1

募集件数を教えてください。

A 個人・グループ合わせて50件を予定しています。

Q3-2

内容が異なる複数の活動について、同一人がそれぞれの活動で申請することはできますか。

A 一人1件のみに限り応募することができます。なお、交付対象者にはなりません。助成金申請書の添付書類1に名前を記載せずに複数のグループに参加することはできます。

Q3-3

応募書類の審査はどのような観点で行われますか。

A 交付要綱及び募集案内に規定する要件を満たしているかについて審査をします。

【支払いについて】

Q4-1

助成金の支払い先について、申請者（申請代表者）以外の口座や事務所の口座を指定することはできますか。

A できません。個人・グループ問わず、申請者（申請代表者）ご本人の口座にお振込みとなります。

Q4-2

助成金の支払いはいつごろ行われますか。

A 事業実施報告書の提出後、支払い手続きを経て順次お支払いする予定です。

Q4-3

新型コロナウイルスの感染状況が拡大傾向になり、交付決定した事業が中止になった場合はどうなりますか。

A 原則、事業の企画内容の変更は認めていませんが、感染拡大傾向になり、やむを得ず中止にせざるを得ない場合は、瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により、変更承認申請書（第5号様式）に、「変更事項及びその内容」「変更する理由」をご記入の上、ご提出ください。

※ 例えば、ホールでのライブコンサートを中止した場合、3密を避けることに留意しながらコンサート映像を YouTube での配信に企画を変更するなど、個別の提案に対して相談に応じさせていただきます。